

(参考)

## 新旧対象一覧

現行	改訂後
<p><b>第5条 (禁止事項)</b></p> <p>システム利用者は、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。<u>次の各号のいずれかの事由に該当する場合（過去、本利用規約に違反した者を含む。）は、事前に通知又は催告することなく当該システム利用者についてアカウントを削除することがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。</u></p> <p>(1)～(13) 略</p>	<p><b>第5条 (禁止事項)</b></p> <p>システム利用者は、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。</p> <p>(1)～(13) 略</p>
<p><b>第6条 (アカウントの管理)</b></p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 システム利用者が補助者を登録し、当該補助者によって本システムの利用があった場合、補助者を登録したシステム利用者が利用したものとみなします。補助者を登録したシステム利用者は、補助者のシステム利用について一切の責任を負うものとします。</p> <p>6 (略)</p>	<p><b>第6条 (アカウントの管理)</b></p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 システム利用者は、<u>裁判所が許諾した場合には、補助者にアカウントを取得させ、これを利用させることができます。補助者が同アカウントを利用して本システムを利用した場合、その補助者のシステム利用は、システム利用者が利用したものとみなします。補助者を利用したシステム利用者は、補助者のシステム利用について一切の責任を負うものとします。</u></p> <p>6 (略)</p>

<p><b>第7条（保証の拒絶及び免責）</b></p> <p>1 （略）</p> <p>2 裁判所は、本システムの利用及び本システムが利用できないことによりシステム利用者又は第三者が被った損害について、裁判所の故意又は重大な過失によるものである場合を除き、責任を負わないものとします。</p>	<p><b>第7条（保証の拒絶及び免責）</b></p> <p>1 （略）</p> <p>2 裁判所は、本システムの利用に当たり、システム利用者又は第三者が被った損害について、裁判所の故意又は重大な過失によるものである場合を除き、責任を負わないものとします。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、裁判所とシステム利用者との間における法律関係が消費者契約法に定める消費者契約に該当する場合は、<u>裁判所の過失（重過失を除く。）に起因して生じた損害について、システム利用者又は第三者に現実に生じた通常かつ直接の範囲内の損害に限り、裁判所は損害賠償責任を負うものとします。</u></p>
<p><b>第9条（期間及び解約）</b></p> <p>本利用規約に基づく裁判所とシステム利用者との間の本システムに係る利用許諾の効力は、利用者登録をした時点で開始し、次の各号に掲げる事由が生じたときに終了するものとします。</p> <p>(1) システム利用者が本システムの利用を終了し、アカウントを削除したとき</p> <p>(2) システム利用者が本システムで利用する事件の関連付けがなく、サインインをしないまま1年が経過したとき</p>	<p><b>第9条（期間及び解約）</b></p> <p>本利用規約に基づく裁判所とシステム利用者との間の本システムに係る利用許諾の効力は、利用者登録をした時点で開始し、次の各号に掲げる事由が生じたときに終了するものとします。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) システム利用者（民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則（以下「規則」という。）第2条第2項に基づきアカウントを付与されたものを除く。）が本システムで利用する事件の関連付けがなく、サインインをしないまま1年が経過したと</p>

<p>(3) <u>システム利用者が本利用規約に規定する条件に違反した場合において、裁判所がシステム利用者のアカウントを削除したとき</u></p>	<p>き</p> <p>(3) <u>規則第4条に基づき、裁判所がシステム利用者のアカウントを削除したとき</u></p>
<p><b>第12条 (変更)</b></p> <p>1 <u>裁判所は、必要があると認めるときは、システム利用者に対する事前の通知を行うことなく、いつでも本利用規約に規定する条項を変更し、又は新たな条項を追加することができます。</u></p> <p>2 <u>前項による本利用規約に規定する条件の変更後に、システム利用者が本システムの利用を継続するときは、システム利用者は、変更又は追加後の条項に同意したものとみなされます。</u></p>	<p><b>第12条 (変更)</b></p> <p>1 <u>裁判所は、以下のいずれかに該当する場合には、本利用規約を変更することができるものとします。</u></p> <p>(1) <u>本利用規約の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき</u></p> <p>(2) <u>本利用規約の変更が、裁判所と利用者との間における法律関係の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき</u></p> <p>2 <u>裁判所は、本利用規約の変更を行おうとするときは、緊急の場合を除き、変更の効力発生日の7日前までに本システムのトップページ又は裁判所ウェブサイトにおいて本利用規約を変更する旨及び変更後の本利用規約の内容並びにその効力発生時期を掲載し、公表します。</u></p> <p>3 <u>本利用規約の変更後に、システム利用者が本システムの利用を継続するときは、システム利用者は、変更後の条項に同意したものとみなされます。</u></p>